

① 毎年の事業年度終了時の決算変更届について

(法第11条)

許可を受けた建設業者は、毎事業年度終了後4カ月以内に「決算変更届」を提出する必要があります。

提出すべき書類は以下のとおりです。(添付書類の様式の記載方法等は手引2の該当ページをご覧ください。)

様式	添付書類	備考
22号の2	①変更届出書(決算報告用)	押印不要です。
第2号	②工事経歴書	
第3号	③直前3年の各事業年度における工事施工金額	
第15号 第16号 第17号 17号の2 17号の3 第18号 第19号	④財務諸表(※1) 法人 貸借対照表 損益計算書(完成工事原価報告書含む) 株主資本等変動計算書 注記表 附属明細表(※2) 個人 貸借対照表 損益計算書	※1 建設業法施行規則に定める様式を提出してください。 (税務署等に提出したものは不可) ※2附属明細表は資本金 1 億円超又は貸借対照表の負債の部に計上した金額の合計額が 200 億円以上の株式会社のみ提出が必要です。
—	⑤事業報告書(任意様式)	株式会社のみ添付が必要です。
—	⑥納税証明書	本店を管轄する県税事務所長が交付する法人事業税又は個人事業税の当該年度の納付すべき額と納付済額の記載のあるものを添付してください。
第4号 第11号 7号の3	(以下は変更があった場合添付) ⑦使用人数 ⑧建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表 ⑨定款 ⑩健康保険等の加入状況(※3)	<u>これまでの届出事項に変更があった場合のみ添付してください。</u> ※3「⑦使用人数」を提出する場合は、「⑩健康保険等の加入状況」を併せて提出してください。